

# 振興山村における工業用機械等に係る割増償却 《所得税・法人税》

振興山村<sup>※1</sup>市町村が指定する産業振興施策促進区域において、地域資源を活用する製造業<sup>※2</sup>や農林水産物等販売業<sup>※3</sup>を営む中小企業者(個人・法人)が、それらの事業に使用する機械や建物を取得又は建設した場合に、割増償却ができます。

- ※1: 林野率が高く、かつ人口密度が低い地域で、山村振興法の規定に基づき指定された区域  
※2: 産業振興施策促進区域において生産されたものを原料又は材料とする製造又は加工の事業  
※3: 産業振興施策促進区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業

## 1. 特例の内容

### (1) 特例の内容

振興山村において、市町村が産業振興施策促進事項を記載し、関係大臣の同意を得た場合、当該事項で定める区域において、中小企業者(従業員千人以下の個人又は資本金1億円以下の法人)が機械等資産の取得等を行い、事業の用に供した年度から5年間、通常の償却限度額に普通償却限度額の一定割合に相当する額を加えた額まで、当該資産の償却費を計上し、必要経費に含めることができます(割増償却制度)。

### (2) 割増償却が可能な対象業種及び割増償却率等

対象業種	取得価額	特例内容
地域資源を活用する製造業	500万円以上(資本金5,000万円以下) 1,000万円以上(資本金5,000万円超)	5年間にわたる割増償却 (普通償却限度額の24%(機械・装置), 36%(建物等・構築物))
農林水産物等販売業	500万円以上	

### (3) 適用期限

平成29年3月31日



## 2. 特例の効果

### <具体例>

A県B村(振興山村)の製材業者Cは、製材用の機械を購入した。

#### 【前提条件】

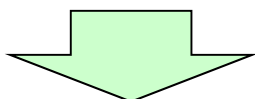
- ・ 償却前の課税所得額 1,000万円
- ・ 機械の取得価額 2,800万円
- ・ 法定耐用年数 8年
- ・ 償却方法 定額法
- ・ 法人税率 23.9%

(単位:万円)

項目		通常償却	割増償却
① 償却前の課税所得額		1,000	1,000
② 償却額	普通償却額	350 <sup>※1</sup>	350
	償却上乘せ分	—	84 <sup>※2</sup>
	年償却額計	350	434
③ 課税所得額(①-②)		650	566
④ 年法人税額(③×23.9%)		155	135

※1 普通償却額 2,800万円÷8年=350万/年

※2 割増償却額 350万円×24.0%=84万円(5年間にわたり普通償却額に上乘せ)



### 5年間で100万円の減額！

通常の場合の法人税額は年155万円ですが、割増償却した場合には年135万円となり、通常の場合と比べ、20万円×5年間=計100万円の減額となります。

(※割増償却は減価償却の前倒しであり、耐用年数全体での減価償却額の総額は同じとなります。)

担当部署

農林水産省 農村振興局 農村政策部  
地域振興課 調査調整班

お問い合わせ先

(代表)03-3502-8111(内線)5631  
(直通)03-3502-6005